

## 広島県告示第八百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項の規定によつて、平成二十四年広島県告示第七百九十一号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 更新する鳥獣保護区

仙酔島鳥獣保護区、緑化センター・森林公園鳥獣保護区、甲山ふれあいの里鳥獣保護区、朝日山鳥獣保護区、並滝寺鳥獣保護区

### 二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

#### 1 緑化センター・森林公園鳥獣保護区

広島市東区地内の広島市森林計画区（安芸）の三十二林班い小班、ろ小班、広島市安佐北区地内の広島市森林計画区（高陽）の五十二林班ぬ小班、五十三林班か小班のうち広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の区域並びに広島市東区地内の広島市森林計画区（安芸）の十九林班、二十林班、二十一林班、三十林班、三十一林班、三十二林班い小班のうち広島市森林公園の区域一円

#### 2 並滝寺鳥獣保護区

東広島市志和町地内の主要地方道東広島向原線と東広島市志和町と八本松町の境界との交点を起点として、同所から同境界を南西方に進み、登山道との交点に至り、同所から登山道を北方に進み市道並滝寺線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み並滝寺山国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北方に進み、東方に進み主要地方道東広島向原線との交点に至り、同所から同地方道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

### 三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで